

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにして下さい。
なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

ください。

[illegible]

臨時な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を超えることはできません。
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内できる限り行われるように努めてください。

1カ月及び1年を流す労働時間を超え労働時間を超える労働者、
1年間の労働時間を超える労働者の
超過した労働時間は、
その1年間にあつた協定の有効期
間にかつて、最長日は同
の日であることを要する。

労働時間を超え2時間外
労働をした場合の割増賃金
率を定めておけ。

この場合、法定の割増率
(25%)を超える割増率
を定めることができる。

労働時間（年365時間又は
320時間）を超えて労働し
た1時間を超えた部分（**休日
労働時間**）を超えて労働し
た時間（**休日労働時間**）
を定めておけ。**毎2
時間以内**に限りする。

労働時間を超えて2時間外
労働をした場合の割増賃金
率を定めておけ。

この場合、法定の割増率
(25%)を超える割増率を
定めることができる。

必ずページ数及び総ページ数を入力してください。